

会議録

- 1 開催した会議の名称 第9回小城市都市計画審議会
- 2 開催日時 平成28年12月19日（月） 15時00分から17時15分まで
- 3 開催場所 小城市役所 西館 2階 2－6会議室
- 4 出席者 後藤会長、大坪委員、大家委員、堤委員、下村委員、田崎委員、日浦委員（委員7名）
峯建設部長、江頭まちづくり推進課長、南里副課長、空閑係長、北島主事（事務局5名）
- 5 傍 聴 なし
- 6 議 題
 - （1）開会
 - （2）挨拶
 - （3）配布資料の確認
 - （4）委員の出席数
 - （5）会長選任
 - （6）審議会の公開・非公開
 - （7）審議
第1号議案 小城市立地適正化計画（案）について
 - （8）その他
 - （9）閉会

15時00分開会

<開会>

○事務局（副課長）

それでは定刻になりましたので、第9回小城市都市計画審議会を開催したいと思っております。

そこで、この審議会は過半数が出席しなければ開催することができないということになっていまして、5名であれば半数で、過半ということで6名が必要になるのですが、土木事務所長が若干遅れてこられるということでお聞きしていますので、それをいれて6名ということで進めさせていただきたいということのご了承ですね。それと本日欠席の連絡をいただいておりますのは佐賀大学の経済学部の戸田先生と、それと農政審議会の会長の川久保さんは本日急に連絡いただいて、あとあわせて区長連絡協議会の会長の森永さんも本日急に連絡いただいたものですからこのような数になっております。そしてもう1人牛津芦刈商工会から女性部の部長の大坪さんが出欠の連絡をいただいておりますので、今確認が取れていない状況です。

いずれにいたしましても土木事務所長さんがのちほど来られるということですので、待たずに進めたいと思いますけど、いかがいたしましょうか。

6名であれば会議は成立するということです。

○後藤委員

来ることを見込んで、6名と。

<E委員到着>

○事務局（副課長）

そしたら、本日の会議は小城市都市計画審議会条例第6条第1項に則って過半数を満たしておりますので会議の進行を早速させていただきたいと思っております。進行をさせていただきます私小城市まちづくり推進課の南里と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

そしたら議事のほうに早速、進行のほうに早速入らせていただきますけれども、まず市を代表いたしまして建設部長の峯より挨拶を申し上げます。

<挨拶>

○事務局（部長）

皆様こんにちは。建設部長の峯と申します。

本日は年末で大変お忙しい中、この会議にご出席をいただきましてありがとうございます。また、日ごろから小城市の市政運営のほうに多大なるご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日は都市計画審議会ということで、小城市のほうで全国的にそういう状況になっておりますけれど

も、人口減少社会それから少子高齢化社会というような形が進行しているわけですが、将来において小城市のほうでどのような都市づくりを、まちづくりを目指していくかというようなことで、現在立地適正化計画の策定を進めております。

そうしたなかで、ある程度の概要というかたちで案が出来上がっておりますので、それらについて今回、審議会の委員の皆様方にご説明、ご報告をさせていただきながら、またご意見をいただきながらさらに詰めていきたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

＜A委員到着＞

＜配布資料の確認及び委員の出席数＞

○事務局（副課長）

それでは始める前に配布資料の確認をさせていただきたいと思っております。そしてそののちに、委員の紹介を改めてさせていただきます。

配布資料ですが、まずお手元のほうに本日の審議会の次第、それから立地適正化計画（案）。ページ数が分厚いですが、あります。それから参考資料として広報の抜粋を、立地適正化計画とは何かということで、これまでシリーズで3回ほど市報のほうでお知らせしております。こちらのほうを配布させていただいております。それと参考資料として委員名簿をお配りいたしております。

お手元のほう過不足等はありませんでしょうか。

それでは引き続き委員の紹介をさせていただきますが、事務局のほうから役職とお名前のほうを読み上げさせていただきます。

審議会の中では1号委員から3号委員までありますが1号委員として識見を有する者ということで、佐賀大学の大学院都市工学部の後藤隆太郎さんです。それと続きまして、本日は欠席のご連絡をいただいておりますが、佐賀大学経済学部の中村先生です。3人目に農政審議会の会長の川久保さんです。本日は欠席になっております。続きまして、牛津芦刈商工会女性部部長の大坪さんです。続きまして社団法人佐賀県建築士事務所協会副会長の大家さんです。

2号委員として、市議会の議員として代表でお二方本日はお越しいただいております。お1人目は市議会議員の堤さんです。お二方目は市議会議員の下村さんです。

そして3号委員として関係行政機関の職、又は住民ということで、佐賀土木事務所長の田崎さんです。それと佐賀中部農林事務所長の日浦さんです。最後に区長連絡協議会、小城市では48自治会がございいますが、その代表として会長をやっていただいております芦刈町出身の方ですが森永さんで、本日は欠席になっております。

以上で委員のご紹介を終わらせていただきます。

そして続きまして、次第の4番目の委員の出席数です。

小城市都市計画審議会条例の第2条第2項に審議会は委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできないと規定されております。本日の審議会委員の10名のうち7名出席されておりますので、本会議は成立いたしますということです。それでよろしいでしょうか。

(はい)

<会長選任>

ありがとうございます。

引き続きまして5番目の会長選任についてご説明をさせていただきます。

小城市都市計画審議会条例の第6条第1項に審議会に会長を1名置き、会長は識見を有する者、1号委員の中からですが、識見を有する者につき選任された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めると規定されております。委員の更新につきましては任期がきれておりますので、前回郵送でお送りしております。新たな方は本日お手元のほうにお渡しさせていただいております。そこで、委員の更新について再度会長の選任をする必要がありますが、どのような形で選任するかご協議をいただければというふうに思っておりますがいかがでしょうか。

○B委員

お任せします。事務局に。

○C委員

事務局案があれば。

○事務局（副課長）

事務局案ということでよろしゅうございますか。

(はい)

ただいま事務局案の提出をいただきました。事務局案としては今日まで佐賀大学の後藤先生に会長をお願いしてきましたので、今期も佐賀大学の後藤先生にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○委員

はい。よろしく願います。

○D委員

少しいいでしょうか。

佐賀大学の後藤先生は昔からよく存じ上げておりますが、芦刈のまちづくり交付金事業は大きな失敗をされましたね。なにもできなくて。現場を知らないから。直売所もとうとう赤字倒産。環境関係で、水路関係のことも全く何もできない。だからやってくれるならちゃんと現場をみて、現場を熟知してやっていただきたい。僕はこう思います。

役目済ましのような会ならやめて、分かりますか、部長。何が都市計画ですか。こんな田舎に。だから小城市に住む人が住みやすく、市も分かっているでしょう、地方創生で言っているようなことがちゃんと前向きに前進するようにしないと、この会が意味がないと私は思うから、ぜひそういうことを願

いしたいと思います。先生いいですか。

○後藤委員

別の委員が、会長がよろしいことかと理解しますが。

○D委員

そう。いいですか。

○後藤委員

はい。全然。

○D委員

大学なら、佐賀大学ならこの地形くらい知っておかないと。分かりますか。僕が言っているのは。

○後藤委員

今そのことを議論する場ではないと思うのですが。のちほどお聞きしたいなど、芦刈の件については。

○D委員

芦刈の件。昔議論したでしょ。だから現場をよく知って、みんなが喜ぶようなまちづくりをしていかないと。都市計画にしても一緒。形だけでここで小城市にマッチしない計画を作っても私は話にならないと思う。そういうふうに私は思います。

○事務局（副課長）

貴重なご意見ありがとうございました。後藤先生とはこれから私たちも一緒にいろいろ関わっていただいておりますので、そういったご意見もいただきながら時間があるときにはいろんな地域と一緒に回っていきたいと思っておりますのでご理解のほどをよろしくお願いします。

それでは後藤先生は会長にということでご承認をいただきましたので、ということでよろしいでしょうか。

（拍手）

○事務局（副課長）

後藤先生、申し訳ございませんけれども会長席のほうにご移動をお願いできればと思っております。

○後藤委員

承認いただいていないような気もするのですが。

○C委員

いえ、今承認されました。

○後藤会長

よろしいですか、D委員。

○D委員

拍手したでしょ。

<審議会の公開・非公開>

○後藤会長

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、公開非公開というのを決める必要があると事務局からいらわれています。市の情報公開条例で定められているということですが、いかがでしょうか。原則公開ということですが。

はい、それでは公開ということで承認、ありがとうございます。

それではこの審議会は公開ということになりましたので、議事は市のホームページのほうで公開させていただきます。それでは事務局、公聴について申し込みは。

○事務局（係長）

申し込みはあっておりません。

<審議>

○後藤会長

はい、ありがとうございます。それでは本日の議題に進みたいと思います。

それでは早速ですが次第にあります第1号議案小城市立地適正化計画案について事務局よりお願いいたします。

○事務局（係長）

ここからの説明は私、まちづくり推進課のまちづくり推進係長をしております空閑から説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、お手元に立地適正化計画（案）という少し分厚い資料と、先ほど副課長より説明がありました市報で掲載いたしました小城市立地適正化計画を作成しますという市報の抜粋のほうを見比べていただきたいと思います。

まず、市報のほうに書いていますように今、日本全国で人口が減ってきております。国勢調査の人口推計で平成22年は1億2806万人であったものが平成62年、これはすこし先の話ではありますが2050年頃には1億人を下回るということが推計されております。

こうした人口減少の中で、そのまま何も手を打たないで進んでいけばどうなるのでしょうかということで、立地適正化計画を作成しますというところの、真ん中になりますが、例えばこのイメージ図を見ていただきたいと思います。

立地適正化計画を作成しますという市報のページの真ん中ほどのイメージ図になりますが、社会動向や都市の変化に対し何も対策をしなければ次のようなことが予想されますということで、まちなかの活

気の喪失。商店街や店舗が閉まったまま、シャッター街になってしまうとか、人通りも少なくなってしまうと。例えばその下のほう、公共交通サービスの水準の低下ということで、利用客が少なくなっていくと便数が減ったり、路線そのものがなくなったりとか、そういったことも考えられます。

また、まちの持つ力の低下ということでせっかくインターチェンジとかバイパスができたのに車が通るだけということで、人の往来がないというようなことです。

それと、市街地の環境悪化、コミュニティの衰退ということで、環境自体が空き家、空き店舗が増えてきたなかで、安心安全な住まいができないと、不安な状況が出てくる、防犯上よろしくないとか。また、地域のイベント事も人数が少なくなってくれば出来なくなる恐れもあると。

こういったことにならないように、今回平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法の一部が改正されまして、この立地適正化計画制度という制度が設けられております。

これを簡単に言いますと、これまでの既成市街地の人口密度が薄くなってきておりますので、そういった中においての都市的機能が低下していく恐れがありますので人口密度を引き続き維持することで、そういった機能が成り立っていくようにしていくというような計画になっております。

下のほうがイメージ図になりますが、先ほどいいました黒い枠線が都市計画区域、小城市で言いますと全域が都市計画区域になります。

青の破線は、これは現在の市街地という表現をしております。例えば小城の中心市街地として駅から旧小城庁舎跡、今の市民交流プラザがあるあの一帯が中心市街地ということで考えていただけたらと思いますが、そういった中で人口密度が薄くなっていけば、都市機能がなくなっていく恐れもあるということで、そういったエリアに人を集めていきたいという計画になっております。

そういったことを今回の立地適正化計画案の 1 ページ、2 ページに計画策定の背景と目的ということで記載をいたしているところであります。

この計画策定につきましては 1 ページの中段下になりますが、都市再生特別措置法の改正による立地適正化計画制度を活用しまして、小城市では例えば平成 29 年 4 月、来年 4 月からの総合的なまちづくりの指針となる第 2 次小城市総合計画並びに、これは平成 20 年に策定していますが、小城市都市計画マスタープランと連携しながら計画を策定していきたいというふうに考えているところであります。

次に、立地適正化計画案の 3 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

ここにつきましては先ほどいいました平成 20 年 8 月に策定いたしております小城市都市計画マスタープランから抜粋をしております。概要としまして、都市の将来像ということで薫風新都、山と海が織り成す暮らし創造都市小城市ということで掲げております。計画書 3 ページのこの中で下の図 1 で 4 拠点、小城駅北側のほうの中心拠点、牛津駅を中心とした地域拠点、あと今回この三日月庁舎、本庁舎があります三日月拠点、旧芦刈町役場がありました、今の交流センター、公民館がありますその芦刈拠点、この 4 つの拠点、右側の方にも書いておりますそういった拠点を中心に都市計画を展開していきたいということで、都市マスタープランの中で掲げているところであります。

次は 6 ページのほうを見ていただきたいと思います。

6 ページのほうは平成 22 年に佐賀県が策定しております小城都市計画区域マスタープランということで、概要だけを載せております。これにつきましても先ほど小城市のマスタープランと連動いたしております、小城の中心拠点、三日月、牛津、芦刈、こういったところに連携軸を持ってきて計画を掲げられているということになっております。

続きまして 7 ページですが、小城市の都市計画区域の変遷ということで、これまでの流れをここに簡単に書いております。

合併当初は都市計画区域というのは、小城町と牛津町だけに都市計画区域が設定されておりました。合併後、都市計画区域がなかった三日月町、芦刈町につきましては準都市計画区域の中に編入をいたしまして、平成 22 年 10 月に市全体を都市計画区域ということで変更をいたしております。

今回この立地適正化計画の制度の中で都市計画区域を立地適正化計画の区域ということで定めますので、小城市全域が立地適正化計画の区域になるということで考えていただきたいと思います。

それからこの立地適正化計画を出す中で、既成市街地の人口密度を保つためにコンパクトシティを目指していくということになりますが、このコンパクトシティという言葉で様々な誤解を与える恐れがありますので、そういった誤解がないようにということで 11 ページのほうをご覧いただきたいと思います。

ここの真ん中ほどに書いてありますが、コンパクトシティをめぐる誤解ということで一極集中、先ほど言いましたように小城の例えば中心市街地のみあたりに人口を集約していくのではないかなというようにあります。今回はそういったことではなく、多極型ということで、中心的な拠点だけではなく旧役場周辺などの生活拠点も含めた多極ネットワーク型のコンパクト化を目指していきますということでここに書いております。そういったエリアの中に全ての人口を集約するのですか、という誤解に対してすべてを集約するものではないということを書いております。例えば農業等の従事者が今までどおり農村部に居住、自分の持っている田とか畑の近くに住むのは当然のことですので、そういった方々にまちなかに住んでくださいというようなことではありません、ということで書いております。また、強制的な集約をするのですかということですがこれについては、時間をかけながらゆっくりと集約化を推進していきますと、決して強制的にこの一部に住んでくださいと、先ほど上のほうとも重複しますが、全ての人口をそこに集約させるというものではありません、ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

この計画ですが、13 ページを見ていただきたいと思います。先ほどいいましたように 29 年 4 月から始まります、第 2 次小城市総合計画は当然上位計画にあります。それと連携した平成 27 年に策定しております、小城市まち・ひと・しごと総合戦略、こういった中での土地の利用、そういった都市的機能についての計画としまして平成 20 年に策定しております小城市都市計画マスタープランがあります。

このマスタープランですが先ほどからいいますように平成 20 年に策定をしております。平成 20 年くらいといいますと人口増加がまだ続いていた頃だと思います。その後、人口減少社会、少子高齢化ということで進んでおりますので、当然都市計画マスタープランの見直しも必要になってきますが、この都市計画マスタープランを受けて立地適正化計画を策定していくということで考えているところであります。

この立地適正化計画ですが居住誘導区域や都市機能誘導区域といった人口を集約・集中していく、例えば都市機能を集約していく、そういったエリアを定めていくことになりますので、行っていくにあたり様々な他の計画があります。ここで書いています地域公共交通計画、公共施設等総合管理計画、住宅政策、これについては人口を維持していくための政策、そういった政策とも連携を図っていきますし、大切なのは都市的土地利用と農業的土地利用ということになりますので、農業振興地域の整備計画、こういったところとも調整を図りながら計画を策定していきたいということで考えています。

14 ページは先ほども言いましたように、小城市全域をこの立地適正化計画のエリアとします、ということを書いてあります。

15 ページになりますが、この計画につきましては概ね 20 年間ということになっております。今年度策定をしていきますが、今年度中までに、3 月 31 日までに都市機能誘導区域の設定をしたいと考えて

おります。居住誘導区域の設定についてはもう少し慎重におこなっていきたいということで、この制度の経過措置を使いながら、もう少し検討しながらエリアを設定していきたいと考えております。

今年度都市機能誘導区域を公表しますので、平成 29 年 3 月 31 日に公表をしても、そこから 1 年を数えていきますので、そこから概ね 20 年間ということで平成 47 年、2035 年度まで計画目標を掲げております。

○D 委員

今日はどこまでいくの。

○事務局（係長）

一通り全部です。

○D 委員

それで終わるの。

○事務局（係長）

そこから意見をいただきたいと。

○D 委員

それなら区切ってせんですか。

○事務局（係長）

今までは概要になりますので、ここから。

○後藤会長

おおよその時間配分をお知らせいただけたらと。今概要の説明まで。

○事務局（係長）

はい。現状を簡単に説明していきました。

○後藤会長

目次でいうところの 2 章までが現状ですね。

○事務局（係長）

はい。それで 3 章のところでは都市機能誘導区域の部分。

○後藤会長

私自身も今日資料を見ているのですが、大きなところは都市機能誘導区域の設定だと思うのですが、この説明までにあと数十分かかりますか。

○事務局（係長）

あと 10 分ほどですね。

○後藤会長

そしたら説明していただいて、少し戻りながら質疑ということでよろしいですか。それではお願いします。

○事務局（係長）

それでは 16 ページ以降は現状と将来の見通しということで書いています。調査の視点ですが、人口については人口密度とか総人口、土地利用についてはこれまでの土地利用の変遷、開発行為の状況とかそういったものをご説明したいと思っております。

まず 17 ページを見ていただきたいと思います。これは先ほどからも言いましたように、小城市の人口ですが平成 27 年度まで黒線で書いております。これが国勢調査の結果です。その後赤い実線が小城市の人口ビジョン、いろんな政策等をしていく中で人口減少を緩やかにしていきたいと、増やすということとはちょっと難しいですので、人口減少を緩やかにしていくという人口ビジョンです。

そして、破線の部分は社人研が発表している人口推計です。これについては、いろんな施策等を講じないでこのまま減り続けていけばこういう数値になります、ということで図 11 のほうに掲載をいたしております。

20 ページのほうを見ていただきたいと思います。ここに小城市全域の人口密度で色分けをしております。4 つ赤い丸がありますがこれが先ほど言いました都市計画マスタープランでいう 4 つの拠点です。小城駅北側、本庁舎周辺、牛津駅周辺、旧芦刈町役場があったこの 4 つの拠点です。

辺りを見ていただきますと特に小城、左側が平成 22 年、右側が平成 62 年になります。それで赤い部分は人口密度 1 ヘクタールあたり 20 人以上ですが、こういった人口密度がある部分についても、将来的に人口が減っていけばだんだん白っぽく、または青っぽくなっていきます。

21 ページですが、どうしてそうなるかということに繋がっていく部分があると思いますが、図 15 ですが、土地利用の変化ということで左側が昭和 51 年、赤い部分が市街地ということで住宅が密集している部分です。これについて赤いプロットを入れています。これが平成 21 年まで人口増加の中で市街地が拡大・拡散をしてきております。これは人口増加の中でこういった広がりを見せていたということになりますが、これから減っていけばこの全体が人口密度の部分にもありましたように全体的に人口密度が薄くなっていくということになりますので、こういった中でいろんな都市的サービスを今まで通り享受できるように人口密度を維持していきたいということでこの計画を定めていきたいと考えております。

23 ページのほうを見ていただきたいと思います。ここでは先ほど広がりを見せていた新築住宅を数字的にあらわしています。上の図 18 が住宅の着工数です。平成 20 年から 25 年まで約 2,000 戸の住宅が新しく建ってきております。この期間内で、下の図 19 ですが、空き家の推移ということで家もたくさん建ってきていますが、空き家もその分増えてきています。これは市街地の中ばかりではないですが、そういったことで市街地のスプロール化、ドーナツ化現状もあるのではないかとということで、こういった数値からも動きを見て取れるということで載せております。

次は少し飛びますが 28 ページをお願いします。

これは小城市の財政状況を載せております。平成 21 年から 27 年度まで、上が歳入の決算額の推移、

下が歳出の決算額の推移です。こういった中で、自主財源という上の青色の部分ですが、図 26 の青い部分が自主財源ということで市税とか自主財源、こういったものについてはほぼ横ばいですが、歳出を見ていただくと扶助費とか物件費といったところがだんだんと大きくなってきています。

財政規模から行けば歳入の規模に見合った歳出を今後検討していかなければならないということからも 30 ページのほうで見て取れますように、公共施設のコストシュミレーションということで書いております。

今現在の公共施設、庁舎を含め体育館だったり公民館、学校をこれまでとおり維持していくということで、耐用年数を 50 年スパンで考えたときに、それをずっと更新していけば 2063 年までの間に約 50 年間で 1,535 億円必要になってくるといったことも考えられますので、これは公共施設等総合管理計画の中でこれらについての検討はされていきますが、その分についても連携を図りながら、都市機能施設そういったものについて考えていく必要があると考えております。

このデータですが、総合管理等計画の中での夏場のデータですので、今同じく 28 年度中にこの計画も策定をされております。その最新の情報をこの公表前までに差し替えをして載せていきたいと考えております。

31 ページをご覧くださいと思います。これはちょっと見にくいですが既存の路線バス、コミュニティバスのバス停をプロットして、バス停から半径 300m の円、または駅から半径 1 km の円をここに書いております。見ていただけますようにほぼ小城市全域を網羅されているということで、先ほど言った 4 拠点を中心に、そういったところに鉄道とかバスを使って人が行くことでそういった都市機能サービスが充実できる状況に今現在ありますので、公共交通網のサービスも今後は維持・確保していくということをこの計画にうたいたいと考えております。

次に 38 ページが今までの調査の視点、現状を見た中で、表 2 になりますが左側に人口とか土地利用、公共交通、財政といった状況の中での将来見通し、それから導かれる課題と対応ということで表 2 を作っております。

この課題と対応を今後どうしていくかということでここから先が第 3 章になりますが、今後のまちづくりの方向性ということになってきます。

このまちづくりの方向性ですが先ほどいいました都市計画マスタープランが都市計画の上位計画になりますので、この立地適正化計画がその都市計画マスタープランのアクションプランや高度化版と言われていますがそういったかたちで策定していきます。都市マスの将来像の暮らし創造都市小城市というものを引き継ぎながら人と自然が輝く希望と活力にあふれたまちづくりを行っていきたいということを掲げております。

43 ページになりますが、先ほど少し触れましたが、本来居住を集約していく居住誘導区域を設定するのですが、今回はもう少し慎重に時間をかけておこなっていくということで、考え方だけをここに記載させていただいています。

44 ページにあります小城市としては①から④、まちなか居住区域、居住促進区域、郊外居住区域、こういった区域を定めていきたいということで考えております。

46 ページ以降が都市機能の維持確保ということで、都市機能施設の考え方、誘導のやり方といったことをここから以降に記載をしております。

47 ページにつきましては拠点ということで、拠点区域を 5 階層で、①から⑤ということで考えているところがございます。①②③につきましては、先ほどから言っております都市計画マスタープランを引き継ぎながら小城の中心拠点、これはここで言う①の中心拠点区域と、牛津の地域拠点、これは②の

地域拠点区域、③の生活拠点区域というのは、三日月、芦刈の都市マスでいう拠点区域、こういったものを立地適正化計画でいう都市機能誘導区域ということで設定していきたいと考えております。

それ以外の部分で必要に応じて農山村集落拠点とか特定機能拠点、例えで書いてありますが、市長が今回言われているアイルの資源磨き構想の部分については、こういったエリアの中で拠点を定めることで連携を図りながらやっていきたいということを書いているところであります。

実際に都市機能誘導区域を設定しますと、50 ページのところにありますがこの 4 つの拠点に赤線で囲っているエリア、こういった部分を都市機能誘導区域として設定していきたいと考えています。それぞれ 4 つの部分を大きくしたものが 51 ページから 54 ページに掲載をいたしております。それぞれ拠点のエリアの考え方を上のほうに少し注釈しておりますが、そういったことで設定をしていきたいというふうにしております。

55 ページ以降ですが、都市機能的な施設の立地状況の分析をしております。

55 ページは行政機能、市役所や出張所。56 ページは小中学校、高校、図書館といったものの立地状況。この色を囲っている青い部分がそれぞれの利用圏域ということで見ていただきたいと思います。57 ページにつきましては、保育園・幼稚園、若しくは病院、診療所といったものの立地状況。58 ページは商業施設や金融機関の立地状況。59 ページが福祉センターと福祉施設、老人福祉施設をプロットしております。61 ページにそれぞれの拠点毎にどういった状況であるのかを一覧にまとめております。

「○」は先ほど赤で囲った区域の中に立地している分、それら周辺に立地している分については「△」、周辺にも立地していないという分については「×」ということで整理しております。

こういったものを踏まえながら 66 ページのほうに都市機能誘導施設の考え方、若しくは誘導施設の設定ということで書いております。

ここで「○（維持）」、「○（確保）」と「-（ハイフン）」という形で整理をしておりますが、「○（維持）」というのは都市機能誘導区域内、赤で囲ったエリア内にありますので、今後も引き続き必要であると、日常生活をしていくうえでサービス機能として必要であるということで維持をしていきたいということで「○（維持）」ということです。

例えば地域拠点の（牛津町）という左から 2 番目の欄の上から 2 つ目ですが、医療施設の中の診療所というところで「○」を書いていて、下のほうに（維持）※1 で確保と書いていますが、これについては小児科が牛津町にだけありません。先ほどの立地状況でいう 57 ページを見ていただきたいと思います。57 ページの右上が診療所、小児科をプロットしております。小城、三日月、芦刈につきましては診療科目で小児科という病院が存在をしていますが、牛津についてはプロットがないと、円がないということで、こういったことについては牛津の都市機能誘導区域の中に小児科を誘導していきたいと。そういった計画があれば優先的にそういった中に集約をしていきたいというような形でしているのが（確保）ということになっています。

ここに誘導施設として位置づけをすれば 67 ページ以降になりますが、そういった計画をしていく場合は事前の届出制ということで前もって市のほうに報告をしていただくと。届出を受ければ、確保が必要な部分については都市機能誘導区域に出来れば誘導をしていくという形で進めていきたいというのがこの計画であります。

以上で簡単にはなりましたが、この立地適正化計画案について説明を終わります。

○後藤会長

はい。ありがとうございました。

これで一通り説明していただいたわけですが、第 1 章、第 2 章、第 3 章は先ほど説明があったわけで、第 3 章に行く前にまず第 1 章、第 2 章あたりを見ていただいて、そののち第 3 章のことについて。

○D委員

ちょっといいですか。この計画はデータが古いのではないですか。

それと前ですね、芦刈に商業施設を誘致しようと 2 回やったわけですが、市役所に来て断られて、市役所が言うにはこういうケースでは来れないと、2 回、コストコ。コストコが芦刈に誘致 2 回来ようとしたわけです。しかし実現することが出来なかった。市役所の対応が悪いと。出来ないと。土地利用計画が出来ないし。今の設定場所ではないところだから。新しい道路が出来たために、道路沿線がきたと言うけど、南部の芦刈の場所をその現在のまちではないから。

それから、何から言えば分からないほど多いが。

大体ですね、道路事情がどう変わるかによって変わってきますよ。国道 203 号線バイパスが計画されているでしょう。その関係でどうかわっていくかも大きな問題。芦刈も有明沿岸道路。今住ノ江が、南部が通行止めになっていますが、あれが開通したり、芦刈 I C から北方 I C ままで整備されたら相当変わってきますよ。そういうものというのではないの。

それから農業、農業と言われていますが農業は今継ぐ人がいませんよ。優良農地なんか言っているけど。大体人口が減らないようにするといいいながら給料をもらえなかったらどうするのですか。暮らせないでしょう。農業では暮らせないから農業を辞めていく。

だから、ここの担当だけの問題ではないが小城市全体としてももう少し考えないといけないと思うが、この小城市立地適正化計画の、このデータが古すぎると思います。これは邪魔と一緒に。せっかく伸びようとしているのを邪魔しているみたい。

後藤先生が芦刈の事業やられたが開通しなかったでしょう。あれは僕が開通させましたよ。あの佐賀土木の前の所長のとき。僕が半年説得して判子を押させた。小城市はしませんでしたよ。小城市が、行政がすべきと思いますが。

開通したあとに大東建託とか、今住宅がどんどん牛王地区は増えています。だから道路網とか働く場所とかできたら人口は一方的に減るのではなくて増えることも可能だと思います。

ゆめタウンに行ったらびっくりします。玉屋に行ったら年寄りばかりで、ゆめタウンに行ったら若い人がいっぱいでしょう。子連れで。佐賀の街はがらがらだけど、ゆめタウンはいっぱいいる。だからああいう何かをやったら僕はよくなると思いますよ。しかしながらこの計画は昔のまま。

○後藤会長

例えばどの図とか言っていますか。

○D委員

いいましょうか。例えば、今さっき、こども、病院の話をしていましたね。

芦刈に徳富病院があります。しかしこの病院は平成 14 年に福岡に行く予定でした。僕がやったと言っただけで、いて下さいと無理やりお願いしたのが徳富病院です。その徳富病院にいてもらうためにはあしはら、特別養護老人ホーム、産婦人科、内科がいてもらうために特別養護老人ホームと老健施設と三点セットでないと、田舎では病院経営できないということで、三つお願いして残ってもらったから芦刈は無医所にならなくてよかったのです。

だからあるかどうかではなくて、牛津に子どもがいなかったら誰が病院を開きますか。だから若い人が住めるようにどうすればいいかということを考えて、若い人が住んだら牛津に小児科の病院を作ってもお客が来ると思って、私は病院をされると思います。

だから、まちづくりの根本は何か。形だけ作って、芦刈の沿岸道路とか江北線とかできたからその情報を、まだ開通前から情報を流して、福岡に流していたらそれに掛かってきたのがコストコであって、あのコストコが田んぼ6町欲しいといって、2回見に来ています。芦刈にコストコが来ていたら佐賀のゆめタウンに負けないくらい賑やかになって、そこで働く人たちの人口増になってその人たちが近くに家を建てて人口が増えたのではないかと私は思いますよ。

だから何か仕掛けをやらないことには。計画書をたてないといけない。この地図も古いでしょう。江北芦刈線載っていないでしょう。そういうものが書いてないじゃないですか。昔のまま。そんなので何ができる。もう家が多くあるところで何ができる。

○後藤会長

54 ページの芦刈の地区の、黄色が延びていないということですよ。

○D委員

黄色の上が西に延びて江北芦刈線になりますよ。

○後藤会長

それが途中で切れていると。

○D委員

西に延びていないでしょう。

○事務局（副課長）

すみません。黄色の線が洩れています。ここは修正します。

○D委員

黄色の線ではない。根本的にあしぱるのところはもう死んだ土地と一緒に。旧芦刈庁舎のところは死んだことと一緒に。何の発展もしないあんなところなんか。だから今度子ども園作るでしょう。あそこは何も中に入ったところだから。牛王の交差点から牛津に通るところは車の通行量が一番少ないところですよ。調べているでしょう。どこでも一緒ですよ。三日月なんか考えないといけませんよ。

それから小城市なんか中心商店街なんて、小城町と牛津の中心商店街とか言っているが、そこで元気に生きていけるようにやらないといけないが小城市らしくないでしょ。

鹿島市とか伊万里市とか市に行ってみると市らしくしていますが、小城市は小城市らしくしていないでしょ。市らしく。どう思いますか。だからそういうふうに目標は市らしくどうすればどうしたらいいのか検討しなくてはいけないのではないですか。

○後藤会長

ご意見が3章のことかと思いますが 50 ページ以降のほうに、ご発言でいくとこの範囲を決めようと

というのが大きなところなのですが、先ほどの情報が古いというのは直していただくとして誘導する区域の考え方について。

○事務局（副課長）

少し補足して。

○後藤会長

そうですね。あと僕から一つ確認したいのですが、50 ページ、区域設定のイメージなのですが、今回パブコメで出したらイメージはとれる。

○事務局（副課長）

すみません。イメージはとります。文言は修正します。

○後藤会長

区域を設定するという大きなところが今回の都市計画審議会の話題なのですが。

○事務局（副課長）

まず今回、事務局のほうからですが補足させていただきますが、会長が言われましたとおり今回の主要な議題は都市機能誘導区域の設定というのが一つのポイントになってきます。

D 委員さんもおっしゃられるように、例えばインター周辺に開発を進めていくのか、どうするのかと。現に芦刈インターができています。今後は国直轄の小城インターあるいは三日月インターというものが出来ていきます。

そもそも国が言っているコンパクトプラスネットワークというそもそもの趣旨は、大規模小売店舗法の昔の改正によって大型店が郊外に出店していった、その結果何が起きてきたかというのは、いわゆる昔からの既成市街地の商店街が潰れたり、小売店が閉鎖したり、そういったものが出てきております。

国もそうですが、私たちも目指していくのは、まちの中に都市的機能、いわゆる商業機能、病院とか診療所といった機能を残していかないとまちの中心地、拠り所がなくなってくるということがありますので、鹿島市とかと比較をされますが、もともと小城市は合併して4つの町が合併していますので、本当に鹿島市のように昭和の大合併で合併して鹿島市の中心市街地が出来ていったという部分とは多少は違いますから、そこはなかなか出来ないのかなというふうに思っています。

都市機能誘導区域の設定については先ほどからご説明していますが合併の経緯も踏まえて、都市計画マスタープランでは4つの拠点というものを掲げておりますので、それを引き継ぎながら引き続きこの都市機能誘導区域内の機能を増やすというのはなかなか難しいので、何とか維持をしていく、できたらこういうエリアに来てくださいということを逆に公表することによって生活利便施設も来やすくなってくるのではないかなというふうにも思っております。

例えば小城、牛津あたりになればやっぱり鉄道を機軸とした公共交通網がありますので、そういったところは半径1 km圏内くらいを目安に区域を設定すると。もちろんそこには昔あった役場なり、あるいは公民館なり人が賑わう場所、歩いて行って賑わう場所というところでそういう区域を設定しております。

三日月、芦刈については鉄道駅がありませんので、バス路線を維持しながら、三日月については市役

所になっていますが、芦刈でもそうですが、やっぱりそこが昔ながらの拠り所であるというのは皆さんの共通認識だと思います。そういうところで都市機能誘導区域というのを4箇所設定しているということです。

なかには本当に4つも必要なのかという意見も一方ではありました。しかしながらこの合併の歴史的経緯も踏まえれば、例えば小城だけにするとかそういうことはできませんので当然小城、三日月、牛津、芦刈とその地域のコミュニティの場、あるいは心の拠り所であったところは何とかそこに機能を維持していきたいということが、このそもそもの立地適正化計画の趣旨でございます。

まず居住誘導区域というのはエリアを示しておりませんが、当然都市機能誘導区域の周辺を、考え方としては周辺にバス路線、特に小城市の場合は207号線と203号は広域バスが走っていますが、あとはほとんど市のコミュニティバスといったもので市内の循環を、高齢者向けに巡回バスを回しながら、将来年をとってもバスに乗っていけるような公共交通サービスを維持していくということで考えていくべきではないのかなと。

よく国のほうが言われていますが、例えばインターチェンジ周辺に大規模店舗が来るから、そういったところに本当に寄せていったほうがいいのか、今ある地域、まちのなか、心の拠り所であったところを残していったほうがいいのか、我々やっぱり小さな田舎町の小城市にとってみれば心の拠り所であるところを次の世代に引き継いでいくべきではないのかというのが考え方としてはもっております。

○D委員

誘導区域よりも、私は来る人の気持ちを汲んでしなければいけないのではないかと思います。市の人が誘導区域と言っても行きたくないところに誰が行きますかと私は思います。

それから今バスの件とか言っていますが、都会のように待たずにどんどんバスが来るような所はいいが、1日2本くらいしか来ないところでは何も出来ないのではないですか。佐賀は車社会だと思っています。

○事務局（副課長）

D委員がおっしゃるように、佐賀県の場合、公共交通網は非常に脆弱だと思っています。もちろん福岡のように大都市圏ではありませんので、佐賀市でも佐賀市内を走っているバスというのは市営バス中心で、しかもそれが満遍なく佐賀市内を走っているわけではございません。

小城市においても207号、203号というのは広域バスとしては年間30万人くらいの乗車数があると。もちろんそれは小城市外の方も含むのですが、将来こういった周辺の集落の人たちが高齢化になったときに、最近よくテレビで言われていますが、高齢者の事故が多いということが言われていまして、中には免許を返上される方も今後出てくると思います。その時に交通手段をどうするかということになれば、市が回している循環バスを維持していかざるを得ないのではないのでしょうか。もちろん利用者数が少ないというのは現実です。ただそこは、バス路線を少し見直しながら、こういう四つの拠点にいつでも行けるような巡回バス路線を最低限でも維持していったり、あるいは集落のほうの遠いところに市内の循環バスを残しながら、いつでもまちの中に来られたりするような環境は維持確保していく必要があるのかなと考えています。

○D委員

年をとってから動けるように巡回バスも悪いとは言わないが、それよりも若い人がもつともつと集まっ

てくれるようなやり方をしないとイケないのではないですか。そうしないと年寄りばかりになりますよ、小城市は。

○事務局（副課長）

誤解があれば私の説明不足で申し訳ございません。

この計画は、若者を呼ぶための計画ではないということを一つご理解いただきたいと思います。先ほど言いましたように居住誘導区域、分かりやすくイメージを持っていただけるとするならば、44 ページをご覧くださいませでしょうか。

すみません、10 ページと 44 ページを見比べながら見ていただけたらと思います。

まずこの小城市全域が都市計画区域であるということは先ほどからも係長のほうから話がございました。ではどこに若者を呼んでいくのか、あるいは居住を確保していくのかということが次のポイントになってくると思っています。

ではどこにでも若者が住めばいいよねという考え方も一方ではあると思います。他方では先ほど言ったように今までの小城市、旧小城郡ですが四つのまちの心の拠り所、それは若い世代にはたぶん分からないと思います。今はゆめタウンに行ったりしていますから。

でも、年配の方たちは市役所を一つにするのでもいろんなご意見があったと思っています。そういう四つのまちの生い立ちが歴史的にあるところをやっぱり残しながら、その周辺に若者を呼び込めるような、呼び込んでいきたいという意味では逆にこういう居住誘導区域を設けながら、一方でそこを若者の定住施策、あるいは住宅施策というものを連動させながらこういった地域を作っていくということになってくるのかなと。

したがいまして、結論から言いますと例えばここでD委員がおっしゃられるように計画が全てこの中に書き込んでいるということではないですので、そこはまた別の計画、今現在、例えば市では定住奨励金とかいろいろやっていますが、そういったものをやりながら街中の人口を維持しつつ集落も維持できていけばと考えています。

ただ、一方で全体的に小城市の人口が減る中で全ての地域の人口が減ったほうがいいのか、あるいは一定のエリアは人口の減少を少しでも緩やかにして、商業機能、生業が成り立っていったほうがいいのかというところがこの立地適正化計画のそもそもの趣旨でございまして、そういう意味ではこの都市機能誘導区域というのは、そこに出来る限り機能を誘導、何でも来てくださいというのは出来ませんので、一定の機能はこの中に維持していきたいという思いで策定をしているところでございます。

話が長くなりましたがそういうことです。

○D委員

私が言っているのは所得もないのに暮らすことはできないだろうと言っています。だからここは産業振興をしないとイケないのではないですか。企業誘致じゃなくて。

お金が来るように力を入れて、新しい交通網に沿ってお客が来るようにどうするのかを考えなくてはイケないのではないですか。

芦刈なんか、江北芦刈線開通したおかげで、佐賀県で一番交通の便がいい場所が変わったではないですか。今度小城はスマートインターが開通したらそういう面では利便性が増しますが。芦刈は非常に交通の便はいいですよ。芦刈に家を作ったら佐賀県中どこにでも行けるように変わりましたよ。

しかしこの計画では違った意見。道もできない。芦刈にいくら住もうと思っても買い物する場所がな

い。誰が住みますか。江北に行ってしまう。だからそういうことも考えなくてはいけないのではないですか。

私が言っている芦刈直売所。直売所を作るときに農協だけではしない。牛津芦刈商工会と一緒にやってやると。商工会と農業組合と漁業団体と三つが一緒になってやると、ずっと言ってきたではないですか。交通量が多くなればそこで直売したら地域で働く人たちがお金をもらえるのではないですか。

お金がなくては、私は住めないと思う。何かがよかったとかであつたら車でちょっと見に来るだけで住むことにはならないと思う。

だから他からお客様が来たいというふうになるようにどうすればいいかを考えないと。市役所で私たちはこうしますというふうに決めてもお客は来ないではないのかなと思います。データはとったかもしれないが。

○後藤会長

私からもいいですか。66 ページのこの表が一つ大きなポイントになるところだと思うのですが、例えば今D委員さんがおっしゃっているような商業施設、芦刈拠点のところでは例えばスーパーは確保、ドラッグストアは「-（ハイフン）」、コンビニエンスストアは「-（ハイフン）」、芦刈拠点のところのこのスーパーに「○（確保）」と書いてあるところの意味合いと、「-（ハイフン）」の意味合いをもう一度確認させていただきたいと思います。後もう一つ維持というのがありますが（維持）、「-（ハイフン）」の整理も。

○事務局（副課長）

それらの整理ですね。ご説明します。

まず、係長のほうから説明をさせたわけですが、分析結果として 55 ページ以降から載せてきております。高齢者の心の拠り所というのはやっぱり役場があったところだからこそ、今でも。

○後藤会長

拠点の場所はいいので、（確保）、「-（ハイフン）」の違いを。

○事務局（副課長）

それらの整理をすればいいのですね。55 ページから 60 ページまでのそういうものを整理して 61 ページにその取りまとめをしています。その赤枠の中にあるものは「○」、周辺にあるものは「△」、ないものは「×」と。そしてどういう施設を誘導施設として位置づけようかということの質問ということになってきます。

○後藤会長

「-（ハイフン）」の付いているものは誘導施設とは言わないということですか。

○事務局（副課長）

位置づけないということです。なぜ位置づけないかというと、例えば通所型、福祉施設としていますが、通所型というのは一般的に施設側が送迎をしながらそういう施設にお送りしていると。

○後藤会長

そういう説明もいいんだけど、確保という意味合いだけで。どうやって確保するのかと。

○事務局（副課長）

確保という意味合いは、このエリアに来てくださいという区域を市として公に示すと。

○後藤会長

固定資産税減免というようないくつかの給があるということですか。

○事務局（副課長）

そういうことを検討していると。

○後藤会長

検討していると。具体的にはないけれど検討しながら来てもらうようにしたいと。維持というのは今現在あると。図書館やスーパーがありますと。それを維持するというのはどういうことなのですか。

○事務局（副課長）

維持するというのは出ていかないでくださいと、出ていこうとすれば次の機能を。

○後藤会長

お願いするのですか。D委員さんもされた、出ていかないでくれというようなことを市としてするという。

○D委員

出来ませんよね。あなたたち市がどう助けますか。

○事務局（副課長）

そういうところでこの市報のほうを見ていただいて、この二つ留めにしていますが、市報さくらの9月号という3枚目のところ、14ページになりますが、支援の一例という、まだ決まったわけではありませんが、支援の一例として居住誘導区域にそういう誘導したい施設が来れば税制上の優遇がありますよとか、あるいは市が保有しているいわゆる空き地や跡地、そういうものをお貸ししますよとか、そういうこともできていけるのではないのでしょうかということです。

居住誘導区域というのはその周辺に、こういうイメージでついてくるのですが、そういうところに住めば住宅の購入補助、今でもやっていますがそういうことで若者世代をなんとか小城市に定住、定着させていきたいなというところで考えています。

○D委員

そしたらこの区域の隣だったらどうしますか。

○事務局（副課長）

区域の隣に建てると言われるときは立地適正化計画の制度上、届出をしてもらえれば結構です。事前届出ですね。なるべくこの区域内にきてくださいと言っても、いや、芦刈インター周辺に来たいということであれば事前届出、制度上でいえばいわゆる開発行為の一步前の手続きを取ってくださいというだけです。ただ、何もなくて来てくださいというよりも、一定のエリア、この区域に来てくださいと。

○D委員

私が心配するのは、あなたたちはこの区域と決めると、その隣はだめですと言います。なんでも決めてきているから、言わないことはない。

○事務局（副課長）

土地再生特別措置法では、法律上では芦刈にスーパーを誘導しますという位置づけをしていて、その区域に来れば何もないのですが、区域外、例えば芦刈インター周辺とかにスーパーが来たいといったときには、区域外ですので事前に届出をしてくださいという制度になっています。

そして私たちがこの区域内に来てくださいますかとお相談しても、いや、こっちがいいですと言われれば、それはそれとして私たちは分かりましたというだけのことです。

そして、もう一つはこの区域の設定というのは基本的には青地農地は含むことが出来ませんので、現状の白地農地の範囲で、出来る範囲でとっているということです。

○D委員

だからさっきから言っているではないですか。来たいという場所が青地だからだめですよと市のほうが断るでしょう。ここが非常にいい場所であっても今まで断ってきたでしょうが。だからそんなことしないほうがいいと。芦刈は振興地区になっているでしょう。そう勝手にしたでしょう。するなといったのに。

○後藤会長

その話は都市計画ではなくて農振とか、農業委員会の方面ですよ。

○D委員

違う。そうではない。農業委員会は私が役をしているので小城市内を全部チェックしているから分かる。芦刈で話があったものは一つも外したことがない。そのようなもの上がってこない。上がってくる前に断られているから。

○事務局（部長）

農業振興地域整備計画といって農業委員会の前に手続きがあります。

○D委員

その小城市の役は私がやっている。

○事務局（部長）

農振の時にいろいろ話があると思います。

○後藤会長

D委員さんが言われているのは一万平方メートルとか五千平方メートルとかすごく大きなショッピングセンターの話を主に切り取られていると思うのですが、ちょっとそれを置いておいて、この診療所に関しては、小さなものに関しては、診療所は今芦刈にあるものを維持していこうというわけでマルが付いているわけですね。あの狭い区域の中に。その心はそれが隣にあるより、区域の外にばらばらあるより、ある程度この地区内に集めたほうがいいというのがこの計画に書かれていますが、それがだめと言っているのですか。

○D委員

いいですか。病院は医師会で決まりがあるのですよ。

○後藤会長

同じものが競合しないようにとか、そういうことですね。

○D委員

そう。だから良いとか悪いとかいわなくても医師会で決められているから。しかし芦刈でも小城市は協力していないですよ。あしはら老人ホーム。ひまわりがおたっしゃクラブしていますよね。小城市は南部と北部の二つをしていますよね。北部はひらまつがしていますよね。清水福祉会。南部はひまわりがしていますよね。社協が。そしてあしはらの方にはやっていない。

だから行政は公平にしなければいけない。

○事務局（部長）

この維持という施設があるわけですが、これは今現在あるわけです。ただ人が少なくなつて、人口密度が落ちて利用者が少なくなれば、やはりそういう施設がそこで営業できないという部分が出てきたりしますので、そういうなかで居住誘導区域というものを設定しながら、そこに人を集めて人口密度を出るだけ確保することによってこれらの施設が維持できるという形になってくるわけです。

そういうふうにかような現状ある施設については維持をしていきたいということでここに書いています。あくまで、新しいものを誘導するというより、維持するというのがまず大前提にあるというような計画になっています。

だからないところについては、そういうお話があったときにはそちらのほうに、都市機能誘導区域の中をお願いをしたいというお話、そういったことをしていくということです。

○D委員

私が言っているのは、あなたたちが枠外だからだめと言うから言っているのですよ。

○事務局（部長）

この計画の中で枠外だからだめとか、そういう強制力はありませんので。ただ、誘導区域を設定しているところに来るだけ来ていただきたいと。緩やかな誘導という言い方を国はしていますが、来ていただきたいというお話、そのために事前届出があつて、そういう中で区域外に来ようと、進出したいと

いうお話があればこの区域内にお願いをしたいと相談をしていくという形になっています。

だから、そこではどうしてもだめということであれば、この計画の中でそこはだめですよということとは言えませんので。

○D委員

だからせっかく来たいと、道路事情とかいろいろ環境が変わったことを早く情報をつかんで、流して、それで呼ぶようにすれば喜んで来てもらうのではないですか。

それともう一つは、私は被災地に行った時に思うけど、ふるさと想いを出したら私は決してマイナスにはならないと思う。ふるさと想いを持たない人ばかりじゃないですか。自分さえよければいいという人が多すぎではないですか。

このまちを何とか良くしようという想いが、本当に良くしようという気があったら、店を出したいとか来たいという人、いや、あなた枠外だからだめですよと言えないでしょう。だから来たいという人がいたら何とか対応してあげる体制がないと、コストコの件でも、鶴丸不動産といって芦刈の西戸崎出身の人が来たでしょう。

○事務局（課長）

いえ、私はお会いしてないです。

○D委員

あなたのところではなかったね。企業誘致係に行ったと。芦刈出身の、80歳になられる、芦刈に一つ必ず上げたいと一生懸命でした。がっかりして帰られた。だからそういったふるさと想いのある人もいるからいかに活用するかと、私は思います。

なんでもだめでしょう、小城市は。

○事務局（課長）

部長が先ほども説明したように、この立地適正化計画の都市機能誘導区域のエリアを設定しますが、それ以外に来ることを除外しているものでは全然ありません。我々としてはその誘導区域内に出来れば来てもらいたいと、どうしても土地の面積が確保できないとかそういうことであれば別に誘導区域外の話もあります。それはそれとして個別に対応していく案件ではないかと思います。

○後藤会長

他に何かありますか。

○E委員

先ほどの44ページのところの具体的な居住誘導区域については29年度末までに定めますと書かれています。定義の確認で、まず都市機能誘導区域という中心になるものがあって、それが4区域あると示されている。その周りに、都市機能を利用される人々が集まるように居住誘導区域を設定しようとしているという理解でよろしいですか。

○事務局（副課長）

そういう理解で大丈夫です。

○E委員

今回この資料では、都市機能誘導区域は先ほど議論いただいている、赤線で示しているこれが案ですよ、ということによろしいですか。

○事務局（副課長）

はい。

○E委員

では居住誘導区域というのはこの資料の中でどこに示されていますか。それは示されていないのですか。

○事務局（部長）

居住誘導区域はあと一年かけて区域の設定を検討していくという形にしておりますので、まずは都市機能誘導区域を今年度固めて、来年度に居住誘導区域を固めていくという形にしております。

○E委員

わかりました。それともう一点。

都市機能誘導区域については今 4 区域の案を、66 ページですか、誘導施設の設定ということで都市機能を発揮するために誘導すべき施設がリスト化されているという理解でよろしいですか。

そしたらこの中でまず小城、牛津、三日月、芦刈で 4 区域ですが、これを中心拠点それから地域拠点、生活拠点と分けられた理由はどういうことなのですか。

○事務局（部長）

これは都市計画マスタープランのほうで区域をこのように分けています。

○E委員

上位計画があるわけですね。それに準じてということですか。

そしたらその機能が違う拠点、中心とか生活とか、それでこの施設は変わらないのですか。必要な施設、中心拠点で必要な施設、生活拠点で必要な施設というものの定義はされているのですか。

○事務局（部長）

基本的には居住をされた皆様が生活サービスを享受できるような施設という考え方なので、病院とかそういう形のものは居住を誘導する区域の中にはないといけないということで、こういう形に設定をしているわけです。

○E委員

基本的に違いはないということですか。

○事務局（部長）

大きな違いはありません。

○事務局（副課長）

補足で 47 ページに定義づけというか、簡単に書いております。中心拠点というのは小城のほうで、地域拠点は牛津、生活拠点として三日月、芦刈というのは歴史的に見ても、まず言いましたように都市計画区域としてそもそもあったのが小城と牛津しかなかったと、もちろんそこには駅があり町があり商業機能があったということです。その中でなぜ小城が拠点かという、歴史的に見ても小城藩があつて、D I D 地区があつてということでそういう定義づけをしています。

○E委員

そこはマスタープランに書かれていることで私がどうこう言うこともないですが、今回この施設を考える上で必要な施設というのは、中心とか生活とかをもう少し考慮した、違いがあつてもいいような気がするのですが。それはどうなのですか。

同じ施設なら拠点とか生活とかという意味がないのではないかと思います。中心だからこれは他とは違ってこういう施設を誘導しないといけないとか、そういう思想がないのかなと感じたのですが。

○事務局（課長）

都市計画マスタープランの拠点の考え方が3階層の考え方をとっていて、ひとつが一番大きなD I D 地区がある中心拠点の小城の中心市街地。一番大きな中心拠点ということです。既成市街地は牛津にも中心市街地がありますので、そこを小城の中心拠点を補完する市街地として地域拠点と、ある意味小城市の南部の市街地拠点という位置づけでありました。

また、元々都市計画のなかった農漁村集落の芦刈、三日月については、生活拠点とその地域の、集落の拠点という位置づけでその3階層の考え方をいいます。

都市機能についてもどちらかというと小城のほうが高次都市機能といいますか、より次元が高いような機能を位置づけていくという考え方を持っていますが、この中に明確にそれをうたえるところまではいっていないというところが現実でございます。

ただ総合病院は高次な都市機能ですので、それは小城の中心拠点に誘致しようと。ただ診療所等については、本来であれば総合病院的なものも牛津の中心地域拠点に誘導したいというのは気持ちとしてはありますが、そこはなかなか難しい面がありますので、診療所は維持しましょうということで、その3階層の考え方に基づいて、より高次な都市機能については小城を中心にやっていくという考え方の中で整理をしています、なかなかメリハリが付いていないのはおっしゃるとおりです。

○事務局（副課長）

課内でも議論しましたが、小城市はどうしても南北に長いと。芦刈から小城の総合病院まで行くかということになると、担当レベルとしては地域拠点の牛津のところに病院を「○（確保）」と付けたいという想いはあります。ただ現実これからの医療は入院から在宅へと変わる中で国としても病床数を全体的には増やさないという中で考えれば、なかなかここに誘導するということも難しいと。

本当はこの都市機能誘導区域外にある病院が、南部の牛津地域拠点に来てもらえれば、芦刈の住民の人たちも通いやすいというところもあったのですが、今現時点での現実的なところで付けていますが、

ある意味メリハリがないというところがあります。

ただむしろ逆に生活拠点として本当に足りないのではないかとこのところで見えていったときに、芦刈のほうに何とかスーパーを誘導できればなということで、そこは逆に底上げをしていかななくてはいけないという想いで、こういう設定の整理をしているところです。

○E委員

今日は都市機能誘導区域の案を確認するという主旨なのですね。

○D委員

芦刈は何も変えないの。どうして江北芦刈線沿いとか入れないの。インター付近は。

○事務局（課長）

この中心拠点の考え方は先ほども説明したように都市計画マスタープランの拠点の位置づけを踏まえて今回設定しているというわけです。

だからその個別の203号線バイパスとかインター付近とかいうことではなく。

○D委員

あなたたちが後藤先生とやった芦刈のまちづくり交付金事業でやったところを拠点といているが、そこは何も役に立っていない。だから新しい道路が出来たらそこにすべきといている。

絶対反対でしょ、あなたたちは。そしたら反対するなら私も反対してやる。店も目の前に来るといっているのに何で反対するの。

○事務局（課長）

先ほども言ったように大型小売店舗とかが出店したいという案件があれば、それは個別案件として農業サイドとか商業サイドといった政策と併せて、整合をとってそこを誘導するという考え方もあります。ここのエリア内で絶対に誘導しなくてはいけないということを言っているのではなくて、他のエリアでも適地と民間さんが考えられる部分があれば、そういう市の政策と整合をとりながら、そこはそれでいいのではないかという話は出来ます。

だから、必ずしもこの線を引いたら線以外のところには来てはだめですよということではありません。

○D委員

私はそのようにしたから言っているのですよ。

○事務局（課長）

そこは企業誘致政策上どうかということで、ここで議論は出来ないですが。

○D委員

コメリも芦刈から逃げていった。あなたたち困るでしょ、せっかくこっちは呼んでいるのに。だからもうちょっと広げてくれといている。あなたたちは広げないといっているのでしょうか。何回言っても。

○事務局（課長）

都市機能誘導区域については。

○D委員

なにが都市ですか。東京でもないのに。田舎じゃないですか。都市、都市って、なにが都市機能ですか。勘違いもいいところじゃないですか。せっかく新しい道路とかできて伸びようとしているのに、お客さんが来ようとしているのに行政が来られないようにブレーキをかけるなんてだめでしょう。

○事務局（部長）

この計画で強制的にブレーキをかけるという計画ではありません。先ほども課長が言ったようにこの誘導区域を設定した中に出来る限り来ていただくような相談はしますが、どうしてもこっちがいいということであればそこで出店されるのを、この計画で強制的に排除するというものではありません。

エリアの外で出店する際には他の計画との協議はありますが。

○B委員

基本的に居住誘導区域プラスアルファの都市のことをしていますが、基本的に囲んだ中の部分については、農振除外はしっかり外せるという見込みはあるのですか。

○事務局（部長）

農振農用地がこの中にあったらいけないという、青地はこの中に入れたらいけないということになっています。

○B委員

この中に囲まれている部分はとりあえず、農振除外が可能な部分ですと、D委員が心配しているのは、せっかく 444 号線が開通して江北へ抜けたプラス有明沿岸道路が出来上がって、やっぱり交通の便がよくてリスクがかなり低い場所、人が寄りやすい、物が運びやすいところは物流の基地としてもってきたいという、コストコとか特に、大規模な流通機能が必要になってくるので、規模が大きいということは分かりますが、あれだけ大規模になれば農振除外を外してやる手助けをどうしてやるかを考えないといけないですね。

そのときのご相談の対象はこっちにいきますが、やっぱりそれだけ大きな規模の相談は長期にわたることを想定して、電話一本で担当に渡って、だめですよと言われてしまって終わりにしないで、せっかく小城にきてくれるならそれ相応に対応してぜひお願いしたいのだけれども、見通しが付くまで預らせてくださいということをしたほうがいいと思うし、働きかけが出来るのであればそのようにして欲しい。

あと、444 号線沿いは特に沿線サービス業というやつが農振をいざ外したいときに農業施設、または農業に関係する農業者のための農地のためになるような施設でないといけないということ自体が。それを言われるなら米を扱う企業しか出来ないじゃないですか、野菜を扱う企業しか。先ほど言われたように、まちの駅、道の駅とかつくらない限りは決して他にはならないですよということです。農業者の農繁期のときなどに従事できる、本当は奥さんが百姓をしている片手間に従事できるようなシステムですよという言い訳をするしかないと思いますが、そういう形で逃げ道を考えることもよいが、沿線サービ

ス業の区分以外にでもよいので、みんなあのバイパス沿いに来たいといいのが本音で、ただコンビニが一番スタートで 500 平方メートル日用雑貨商品扱いで、まず小さく作って、その隣を造成、駐車場用地で貸すというのが今のパターンですが、とくにコンビニが扱う商品が地元の地場産を使うという形にして大きく構える状況になってきたので、その違いが多少は進歩しているように思えます。

やはり国道でも県道でも市町村道でも広域農道沿いでも、本当は、農振除外は承ってどうかししようという努力は農村課にやってもらいたいし、出来ればここに中部農林の所長さんがいるので言うてはいけないが、本当は一生懸命どうして農振を外すのかということで、大きな網掛けをしてしまったので、当時はそんなに発展せず、農業で飯を食べていけると考えていたがそれは大きな勘違いとなる時代になってしまって、一次が六次まで落ちってしまったので、やっぱり法的な部分は大きく緩和していただくように。

農政省の許可になる部分が何ヘクタールでしたかね、県知事で許可ができるようになったので、あの部分だけでも大きく救われたかなと思うので、やっぱりそれ相応にやろうという努力は県も大きく緩和をしていただいていますのでやらないといけないと思っています。

やっぱり一番のネックはそこなので、大きく緩和できる形をとらないといつまでたっても開けないものは開けないので。

○D委員

小学校の子ども数も減ってきているので、やはり若者が住むような施策をしていかないと学校維持さえできなくなって行って、いくら言ったって厳しくなっていく。

○B委員

一番大きくは働く場を作るのが根本的なことで、先ほどの大きな商店にしても、従業員は地元から大半採用しますと言っていただければ大分変わっていくのですが、本当はそのつもりでいたと思います。コストコなんか特に。

○F委員

何点か確認いたします。13、14 ページの都市再生特別措置法に基づく都市計画区域全域を対象にすると書いてありますが、この立地適正化計画というものの自体は、全国の都市計画を持っているところで全て立てなければならないといった計画であるのかというのが一点、二点目は小城市都市計画マスタープランが基本だと先ほどから言われていますが、これが 8 年前に出来ている計画で、かつ、全域を平成 22 年に対象としたというふうに書いてありますが、それまでは準都市計画区域であったとか。

また、13 ページのマスタープランの 20 年 8 月のマスタープランの上に、小城市総合計画が 29 年 4 月と書いてありますよね。私が疑問に思っているのは今回の計画というのは 8 年前に出来たマスタープランを大前提と考えて立てていくものなのか、8 年後に小城市総合計画を見据えていつているものなのか、という二点について教えていただきたいと思います。

○事務局（副課長）

まず一点目のこの立地適正化計画の策定ですが、全国市町村が約 1,700 程度ありますが、そのうち約 300 団体がこの立地適正化計画を作っています。そもそもこの立地適正化計画は、先ほど係長が説明しましたが、もともとは用途地域とか市街化区域などの区域区分があるところが、さらにコンパクトに居

住をやっていきましようというところからスタートしています。小城市の場合はそういったものがないですが、まずこの計画は市町村が任意で作ることですので、小城市としてはこれを策定すると、これをやっていくと 300 団体のうちの 1 団体として佐賀県内では初めての試みでやっています。

二点目が、総合計画は一次から引き継いで 29 年の 4 月から第二次の計画がスタートします。都市計画マスタープランは第一次の総合計画を作ったときに都市計画マスタープランを作っています。総合計画は大体 10 年スパン、都市計画マスタープランは概ね 20 年となっていますので、来年度以降ではちょうど中間の次期になりますので、都市計画マスタープランの一部見直しを当然やっていくところはでてこようかと思っています。

ただ、基本的な考え方として、小城市の骨格軸としては、都市の構造としては変わってくることはないと考えています。その中で個別の施策なり、事業なりというのは都市計画マスタープランに書いてありますので、その分の修正見直しをやっていくと思っています。

○F 委員

要は、基本はマスタープランであると、20 年に出来たマスタープランだということですね。

初めのほうに応えられた 1,700 のうちの 300 は基本線引き、若しくは用途区域があるところで、線引きがない都市計画ではありえない計画となっているのですか。

○事務局（係長）

基本的には線引き若しくは用途指定をされているところが対象というか、作っている自治体がほとんどです。そういったエリアの中においても人口密度が減少していった、こういう事態が生じていますので更にコンパクトにしていきますよというのがそもそもです。

○D 委員

これは県内初めて。

○事務局（副課長）

県内では小城市が最初です。

○D 委員

しないほうがいいのではないかな。

○事務局（副課長）

今取り組んでいるのが嬉野市です。

○D 委員

嬉野市はいいので、小城市はしなくていいのでは。意味がない。私は 4 箇所区域をしてあるが、三里とか砥川とかやっぱりそこに住んでいた人たちが、自分たちが生まれ育ったところをいかに再生させるか、具体的にどうするかということに支援することが必要ではないかと思いますが。

4 箇所に決めると砥川とか三里は外されたように思うでしょ。小城町なんて、岩松とか今度スマートインターが出来る。鹿島地区からみかん農家。鹿島のみかん農家が晴田に出稼ぎに来ている。もうやめ

てしまっている。

かっこつけて県内初めてならやめたほうがいいよ。

○事務局（部長）

そもそもの目的が、人口が減少していく中で、そういう都市機能というと野暮ったい部分がありますが、医療とか福祉とかそういうものを、今現状あるものを利用者が減れば、人口密度等が減ればやはりそこでは成り立たないということで撤退するような状況がそれこそ今後出てくる可能性もあるという中で、ある一定地域にはそういうものをしっかり確保しながら、ネットワーク、公共交通といったものを使いながら、そこに行けばそういう生活サービスが受けられるということをややはり確保していかなければならないということが大前提にあるわけで、そういうなかで区域を設定しますが、その区域が出来たからそこに強制的にという話ではなくて、これまでの集落、他の地区もあるわけですからそういったところも踏まえながら、緩やかな誘導なり、そういうものを撤退させないような人口密度なり人口なりをある一定地区には確保をするという形の計画になっておりますので、ここにすべてが集中するという話ではありませんので、そこはご理解をいただきたいと思います。

○Ｄ委員

今小城市の農村部 3,900 町くらい農地があると思いますが、小城市に限らず佐賀市、白石地区、県内の農地は、ほとんど反当たり値段は 80 万から 60 万くらいに値段は下がっている。農用地としては。しかし、芦刈だけは 130 万。よそは 80 万から 60 万。なぜ芦刈だけ 130 万もするのだろう。

それと晴気に鹿島からくるみかんの人は従業員 20 くらい持っている。うちも 5, 6 人いる。江北からと久保田からと三日月からと芦刈から 2 人。減らずにやれるよ。しかし何も支援していないでしょう。

そして全部出て行く計算ばかりでしょう。私は、今は吸っていないが、タバコは芦刈から買っていた。飲食店は必ず小城市内。福岡に行くときでもこっちで食べてから行きます。11 時頃でも早く食べて。そういうことをしたら絶対よくなると思うが。倒産した芦刈の儲けなかったところは毎日行っていたら私はお腹を壊しました。あの中華を毎日食べていたら。そして従業員といい仲になっているという噂までされた。毎日行っていたから。

そういう雰囲気を作らないと。適正化計画、県内始めて、小城市がやりました。すばらしい。あなたたちが点数稼ぎばかりして。

○事務局（部長）

我々の点数稼ぎというよりも、将来人口減少が進む中でそういう状況が出てきたときに。

○Ｄ委員

私は進まないと思っている。

○事務局（部長）

進まないように施策のいろんなことはやっていかななくてはならないと思います。

○Ｄ委員

だから我々が堪えないといけない。あなたたちの話を聞いていると、人口は減るという方向でいって

いる感じがする。

○事務局（部長）

事実ここ数年は、人口は減ってきておりますので、そういう中でこの減少をいかに緩やかにするか、最高は留めることが一番であるが、そういうことを踏まえながら。

○D委員

実際人口は減ったにしても減らさないように努力したら、するかしらないかでいったら私はすべきでないかと言っている。

○事務局（部長）

減らさないために総合戦略なりいろんな子育て支援から、いろんな形の制度的な取り組みとかそういうことも各部署でやっておりますし、減らないのがベストではあります。

ただ、それが絶対減らないという状況ではありませんし、人口推計で社人研によると 37,000 人まで減るという推計も出ていますし、そういうふうにならないような形のやり方はしていかなくてもなりません、減ったときに一定地域でこういう生活サービスを享受できるようなものがなくなってしまうと何もならないという部分が出てまいりますので、そういったものは維持できるようにしていきたいということで今回こういう計画の策定をさせていただいています。

そういう中で今いろいろご意見もいただきましたが、関係部署にはこの審議会ですら意見もお伝えしながらやっていきたいと思えます。

この計画に対してまだいろいろご意見等がある部分があるかと思えますので、後日でも結構ですので出していただきながら、また市民に対してパブリックコメントも実施していかなくてもいけない部分もございます。そのパブリックコメントの意見も踏まえながら最終的な計画案の策定をしていきたいと考えております。

そういったことでまたこの審議会はそれらの意見が出揃ったところで再度最終的な案というかたちで審議会のほうに諮らせていただきたいと思いますと思っております。

○後藤会長

パブコメに出すということはいったんここで了承をしたということになるのですか。

○事務局（部長）

そういう形で出したいと。

○後藤会長

反対意見のほうが強いと思うのですが。

○C委員

D委員がさっき言われたように、ここに出そうとしているけどだめですよということ。

○事務局（部長）

先ほども言いましたように、この計画ではそういったことではなくて。

○後藤会長

コンビニエンスストアなど、規模によって全然違うと思うのですが、コンビニはだいたい 500 平方メートルくらいですよ。そういうものくらいのものはここに集めていこうというのは行政からしたら自然かなと思います。どんどん道路沿いだからといって、例えば現在の 34 号線沿いのようにいろんな商業施設が虫食い上にできては潰れたりすると、上下水道のように行政の基盤整備コストは負のストックのような形で残っているわけですよ。

僕が思うのは国道 34 号線と言いながらほとんど生活道路になっていて、店もどんどん入れ替わるし、空き地やああいった状況というのは将来にわたってあまりよくないと思います。それが小城市の中ではどうなのかというのはなかなか難しい問題ですが、国とか県が考えているのは、もう遅いかもかもしれません。なるべくそういう小規模なものとか、住宅問題を保留していることがあると思いますが、住宅はなるべく今までのところに集まって住みましょうと。

私の個人的意見ですが、佐賀市の大和町あたりに今でも結構住宅開発があっています。50 戸連たんといわれている。あれも比較的求め易い価格で住宅を得ることが出来るということで人気がありますが、あれが 30 年後 50 年後どうなるかという、50 戸作ると都市公園も小さいものを作らなければいけないというのがあって、それは市の公園になって管理しないといけない。

だから国とか全体の流れとしては基本的には広げないということを一生懸命国交省サイドがやっています。

それに対して D 委員が言うように、大規模なものに関しては別の議論になってくると思います。決定的には農振がかかっているとなかなか来られませんので、そこは都市計画の議論ではないので、私的にはこの赤の線引きというのはある程度の小さな規模のものは集めていきましょうと。それ以外は保留しているというか、別の議論と。でも、規模にもよるとは思います。1,000 平方メートルなのか 5,000 平方メートルなのか。だからさっきの「- (ハイフン)」というのは結構曲者というか。これは意思を決めていないですよ、小城市としては。意思表示しない、そういうふうに理解したのですが。

○事務局（副課長）

まず課内でも議論したのですが、小中学校を敢えて、例えば芦刈とか小中学校、幼稚園、保育園全部この区域にあります。三日月は逆にこの区域外にあります。ということを考えたときに、本当に例えばこれを都市機能誘導区域としないと行政として動けないのかと考えたときには、それはそうではないでしょうと。

○後藤会長

そこは大きいのです。学校は「- (ハイフン)」にしているのです。これは恣意的に。

拠点に学校がないというのは不思議な感じがしますが。

○事務局（副課長）

保育園とか幼稚園でも、例えば小城市の場合は小学校に近接して幼稚園、保育園があります。そういう意味でいったときにこの都市機能誘導区域外にある保育園、幼稚園も全てこの中に集約するのですかという話になってきます。大体 1 園あたり 70 名程度、あるいは 100 名程度くらいの園舎がある中で。

それをひとつの規模で 300 人とかそういう機能で一箇所に集約するのですかという議論もあります。一方の考え方としては。

ただ他方では、ここに位置づけたとなった場合に、先ほど言いましたように区域外に建てる時には事前の届出が必要になると、その分の経費が係ると、開発手続きの。そういうことも考えれば何でも全てここに入れたほうがいいのですが、一方では民間さんのそういう事務手続きの負担がかかってくると、現状ではちょうど小城市を満遍なくカバーできる範囲に点在しているというところで、あえてそこは恣意的に「- (ハイフン)」をつけてあえて誘導までをしなくてもいいのではないかということで整理をしています。

○後藤会長

それでは確認ですが、パブコメ前にもう一回、今日決めないといけませんか。とにかく今日資料を我々も始めて見たという状況で、決めていいものなのかと。それは皆さんにお尋ねします。

○F 委員

10 名中 6 名参加という点が一つ気になっているところがあります。それともう一点は今日の議論ですね。説明しきれていないような気がします。それとさっき言った事前資料配布と書類には書いてあったのですが、見させていただいていなかった。先ほどまでの議論も含めたら今日採決すべき状況ではないと自分は思います。

○後藤会長

それと我々の委員の任期は後半年。29 年 8 月まで。

○D 委員

行政がプラスに動かないとどうも出来ない。私も今芦刈のまちづくりの会長をしていますが、行政が、市役所が動かないとどうもできない。

<その他>

○事務局（副課長）

それでは、その他の事項でよろしいですか。事前配布も間に合っておりませんで、たしかにご指摘のとおりですので、皆様の意見も十分尽くしていないというご意見もいただいておりますので、スケジュール的には厳しいかもしれませんが、年明けて 1 月の第 2 週にもう一回審議会を開かせていただければと思っています。そこは会長との日程調整をさせていただくということでよろしゅうございますか。

○後藤会長

今決められたら決めていいですか。個人的で恐縮ですが、木か金が。12 日か 13 日。

○事務局（副課長）

12 日か 13 日で調整して開催案内を差し上げますがよろしゅうございますか。県関係の方たちは時期的に忙しいと思いますが、大丈夫でしょうか。

○後藤会長

今この場で決めますか。会議室の調整もありますが。皆さん午前と午後どちらがいいでしょうか。

○事務局（課長）

今日くらいの時間帯でいかがでしょうか。

○E委員

私は13日が別の会議で。出来たら12日が。

○F委員

私も13日が。

○後藤会長

それでは12日の午後の時間で調整してもらおうと。

大変長時間にわたってお疲れ様でした。

○事務局（副課長）

そのほかでもういいでしょうか。

○D委員

後藤会長にも最初に言いましたように、この会は前に進むようにしていただきたい。邪魔しているようだったら私はここに来たくない。小城市が発展するのを邪魔するような会だったら来たくない。前に行くように、人口が増えるように。やれば出来ると思う。ただこういう役職にいるから、している状況であつたら前に進まない。小城市役所で仕事しているのだから小城市を少しでもよくしようという想いで取り組んでいただきたい。

<閉会>

○事務局（副課長）

それでは本日はこれで終了させていただきます。事務局の勝手次第で事前配布できずに非常に恐縮しております。次回は事前配布はなしということで今回の意見を、少し整理をしてペーパーで別にまとめようかなと思っておりますが、そういう形でよろしいでしょうか。

それでは今回の分のテープ起こしをして論点を整理したいと、また論点が洩れているところがあればその都度ご指摘いただけたらと思います。

本日はありがとうございました。